

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立土淵小・中学校屋内運動場改築（建築主体）工事	契約金額「288,120,000円」を「290,913,000円」に改める。	平成26年 2 月 28 日

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 3 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 400,459円也
- 3 損害賠償の原因

平成25年 4 月下旬から 6 月中旬にかけて、盛岡市 [REDACTED] 地内において、家屋の外壁及び雨樋が、都市計画道路事業の工事に伴い、損傷したことによる。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

（盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の 2 第 2 号中「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める。

（盛岡市しらたき工房条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市しらたき工房条例（昭和49年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第12条第 1 項第 3 号中「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

（盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第 3 条 盛岡市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号イ (7) a 中「平均障害程度区分が 4 未満」を「平均障害支援区分（基準省令第 4 条第 1 項第 1 号イ (2) (一) (イ) の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）が 4 未満」に、「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改め、同項第 6 号アただし書中「就労移行支援又は」を「就労移行支援若しくは」に改める。

附則第 3 項第 1 号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第52号）

の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「第39条第1項第1号イ」を「第39条第1項第3号イ」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第59条第7項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第89条第3項中「第52条第1項第2号イ及びエ、第6項並びに」を「第52条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改め、附則第5項中「基準省令第88条第4項」を「基準省令第89条第4項」に改める。

（盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第5条 盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

（盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正）

第6条 盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第27項」を「第5条第26項」に改める。

（盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号イ(7) a中「平均障害程度区分が4未満」を「平均障害支援区分（基準省令第11条第1項第2号イ(2) (一)(イ)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）が4未満」に、「第11条第1項第2号イ(2) (i)」を「第11条第1項第2号イ(2) (一)(イ)(i)」に、「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改め、同項第7号アただし書中「就労移行支援又は」を「就労移行支援若しくは」に改める。

附則第2項第1号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例（平成24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 6 号中「（ 116 の 2 ）」を「（ 116 の 4 ）」に改め、同項第 7 号中「（ 116 の 3 ）」を「（ 116 の 5 ）」に改め、同項第 8 号中「（ 116 の 4 ）」を「（ 116 の 6 ）」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「（ 116 の 3 ）」を「（ 116 の 5 ）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 4 月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 3,045円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年10月30日盛岡市厨川二丁目地内において、自動車で市道厨川二丁目 1 号線から自宅駐車場に進入する際、市道敷地内に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 4 月 4 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 7,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 2 月 14 日盛岡市上鹿妻蟹沢地内において、市道上鹿妻23号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

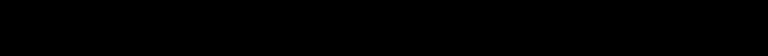

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 4 月 16 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所   
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 2,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 3 月 13 日盛岡市乙部 5 地割地内において、市道門前 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。



報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 4 月 16 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金40,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成26年 3 月 18 日盛岡市手代森19地割地内において、市道大沢・馬場線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成26年 5 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年 4 月 22 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX  
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 5,900円也
- 3 損害賠償の原因

当市職員に係る平成23年分及び平成24年分の源泉徴収した所得税の年末調整に誤りがあり、法定納期限後に所得税を追加納付したことにより生じた延滞税である。